**※ 登録電気工事業を廃止したときに必要な書類** 　　　提出部数：各１部（郵送可）

北海道知事の登録を受けている登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したとき、その旨届出なければなりません。

●提出期限：廃止の日から３０日以内

●郵送及び連絡先：

 〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

 ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

 ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

●届出に必要な書類

　１　電気工事業廃止届出書

　２　交付されている登録証（原本）

●注意事項

　次の場合は、廃止届出不要です。

　１　事業の全部譲渡による継承の場合

　２　個人である電気工事業者が死亡して、相続人が相続を放棄した場合

　３　法人である電気工事業者が解散した場合

　４　「みなし登録業者」に移行した場合（みなし登録業者への移行は、登録証の返納が必要。）

　５　登録期間が満了したとき（登録証の返納は必要です。詳細は「登録証の返納」のとおり）

様式第１２（第８条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |

　　　　　　　　電気工事業廃止届出書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　様

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

 代表者の氏名

　電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律

第１１条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

２　事業を廃止した年月日

３　事業を廃止した理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は、記載しないこと。